

## 令和7年度（2025年度）「植木公民館生涯学習自主講座」開設要項

- 1 定義 植木公民館生涯学習自主講座とは、公設公民館の運営方針に添い、主に下記の基準（詳細は「生涯学習自主講座開設基準」を参照）を満たしたもので、植木公民館長が開設を認めたもの。
- 2 開設基準
  - (1) 講座内容 初心者向けの学習を基本とする。
  - (2) 開設条件 熊本市民で10人以上の講座生の在籍。但し、代表者または開設申請者、講師、公民館が協議して合意すればこの限りではない。
  - (3) 開設期間 4月開講式から翌年の閉講式までの1年間とする。（開閉講式の実施については、代表者会で公民館と協議のうえ、決定する。）
  - (4) 実施回数 同一講座の1ヶ月の実施回数は、2回までとする。
  - (5) 時間 2時間程度とする。
  - (6) 受講料 有料  
【（講師謝礼金＋部屋の使用料）÷受講生数】＋教材費（材料費）  
※講師謝礼金は、主催講座の金額を基準とする。（1時間当たり3,000円）
  - (7) 定員 部屋の広さや講師が指導できる人員等を考慮して、講師および代表者または開設申請者で協議し決定する。
  - (8) 講師の決定
    - ①1年間の契約とし、人選については各講座で協議決定する。
    - ②講師の年齢上限は、80歳とする。但し、代表者または開設申請者、講師、公民館が協議して了承すれば延長可能とする。
    - ③必要であれば、公民館が講師の紹介を行う。
  - (9) 会場確保
    - ①植木公民館で開設を希望する者は、令和6年9月29日(日)から10月13日(日)の期間中に申請する。（「開設申請書」および「年間部屋確保の条件」の提出）  
※ただし、令和6年度開設の講座についての「年間部屋確保の条件」は、令和6年度活動記録のものを提出
    - ②講座の時間・使用部屋の割り振りなどは、申請内容を審査し、1年間分を代表者または開設申請者と公民館が調整し確保する。
  - (10) 受講生募集と受付
    - ①受講生の募集や広報は、公民館が支援する。
    - ②募集受付は、開設申請者が公民館と連携して行う。
  - (11) その他
    - ①「年間部屋確保の条件」に則り、自主的に活動する。
    - ②受講料については、公民館での学習であることの観点から、講座生の負担が大きくなるように留意する。
    - ③感染症拡大防止の措置を継続して講座を実施する。
    - ④公民館が風水害のため避難所となった場合は、講座を中止する。